

## 偽造品に対するNECグループの取り組みについて～事例紹介～

NECは、1899年の創業以来、豊かな社会の実現を目指して、世界初、国内初の技術・研究開発や、それらの技術革新を可能にする経営革新など、様々な革新（Innovation）に取り組んできました。NECブランドは、100年以上にわたるNECの革新の歴史の上に築かれたお客様とNECとの信頼の証です。

しかしながら、それゆえに、NECは偽造行為のターゲットともなっています。

世界税関機構（World Customs Organization）の推定によれば、偽造品の製造、流通、販売は、正規品の収益に年間数十億米ドルもの損失をもたらしているとされています。偽造行為は、正規品の売上や利益の減少、ひいては企業の投資における損失など、正規品を扱う企業の業績に影響を及ぼすばかりでなく、偽造行為によって製造された製品に不良が生じた場合には消費者の方々に多大な迷惑をかける可能性もあります。

NECは、NECブランド保護のため、こうした偽造行為に対し、現地の行政当局、警察当局、税関その他の関係機関と連携し、司法手続も活用して積極的に対応しています。今回は、その取組みの一例を紹介します。

### 巧妙化する偽造行為～もはや「もぐらたたき」では対応できない！～

#### (1) 「NEC」マークを付した偽造品の発見

2002年頃から現在にかけて、現地法人スタッフや出張者からの連絡、調査会社等を通じた独自の市場調査により、中国、台湾、香港等の市場で「NEC」マークを付した偽造品が販売されていることが確認されています。発見された偽造品は、スピーカー、ポータブルCDプレーヤー、ラジカセ、キーボード、マウス、ノートパソコン、CD-R/DVD-Rメディア、MP3プレーヤー、携帯電話機の電池、半導体など多岐にわたります。

偽造品が発見された場合の通常の対応といえば、発見の都度、調査会社等を使って製造業者を特定し警告状を送付したり、行政摘発を申立てるなどの対応を行うということになりますが、本ケースでは、従来の方法では根本的な解決には結びつかない事態が発生していました。

#### (2) 巧妙化する偽造行為

本ケースにおいても、当初は、個別の偽造品について、それぞれ調査会社などを起用して製造業者を特定し、警告等を行っていました。しかしながら、偽造品の製造・販売業者の多くが、日本のような小さな商社や香港のある業者を経由して、NECの子会社から正当に「NEC」マークのライセンスを受けていると主張していました。

当然のことながら、NECおよびNECグループのいずれの子会社も、これらの会社に対し、「NEC」マークを使用した製品を製造して販売する権限を許諾したことはありません。そもそも「NEC」マークは、原則として、NECが定める審査基準を満たすNECの子会社または関連会社のみに厳格な条件のもと、その使用を認めています。

そこで、NECでは、すでに発見されているもの他にも、前

述の日本の商社および香港の業者が関与する偽造品が流通している可能性が高いと判断し、これまでのような、製品ごとの個別の調査ではなく、製品や地域を横断的に調査することとしました。各社が、どの業者とどのような契約を結び製品を製造しているのか、また製造された各偽造品が、どのようなルートで市場に流れているのかを明らかにしていきました。

この調査の結果、浮かび上がってきたのは前述の日本の商社および香港の業者を中心とした組織化された偽造品の製造・流通ルートでした。製造・流通に関与している会社は50社を超え、主に中国、台湾、香港の各地で偽造品の流通ルートが出来上がっていました。偽造品の中には、大手販売店で取り扱われているものもありましたし、また、偽造品の製造・販売を行っていた業者が、「NEC」マークの使用料を支払っていることも判明しました。

### 偽造問題に対する国際的な戦略的重要性

#### (1) 戦略の立案と『一斉』摘発

このように国または地域をまたがって組織化された偽造品問題を解決するためには、それぞれの法制度、裁判制度および行政手続など侵害行為への対抗手段をよく踏まえた上で、国または地域の特徴を活かした国際的な戦略の立案が求められます。NECでは、弁護士事務所や調査会社を起用し、それぞれの間で密に情報を交換しながら効果的な戦略を検討、立案してきました。

関与している製造・販売業者の中でも中心的な役割を果たしていると認められる業者に対して『一斉に』摘発を実施するため、各地域の行政当局間や警察当局間での調整も行いました。そして、中国や台湾での数回にわたる一斉摘

発の結果、数十万点にも及ぶ偽造品を押収することに成功しました。偽造行為の中心的な関与者に対しては刑事告訴を行い、さらに損害賠償を請求する訴訟も提起しています。

## (2) 司法機関による判断

香港の業者との間では、「NEC」マークの使用権に関する訴訟が東京地方裁判所で係属していましたが、2008年3月に、NEC側の全面勝訴の判決を得ました。この判決においては、NECまたはNECグループのいずれの子会社も、前述の日本の商社および香港の業者に対し、「NEC」マークを付した製品を製造して販売する権限を許諾した事実はないことが確認されています。また、相手方によって、自己に権限があることを立証するための主要な証拠として提出された複数の書面が、権原なく作成されたもの（客観的には「偽造」書面）であることも確認されています。

本ケースに関し、NECでは、中国、台湾、香港においてすでに複数の民事訴訟を提起し、また複数の刑事告訴も行っています。いずれも、最終的な判決の確定までには時間がかかりますが、中国においてはすでに一部の偽造品の製造・販売業者に対して損害賠償を含む民事責任を認める判決が下され、台湾においても一部の偽造行為の中心的な関与者に対する刑事責任として、懲役を伴う判決が下されました。

## 今後の対応

上記の通り、NECは、NECブランド保護のため、様々な取り組みを行っていますが、本ケースに関しても、現在も「NEC」マークを不正に用いた偽造品が市場から撲滅されたわけではありませんし、上記判決についても、相手方が控訴したため、最終的な判決の確定には至っているわけではありません。

NECでは、現在係属している訴訟を適切に遂行とともに、引き続き、行政当局、警察当局、税関その他の関係機関と連携して、今後も偽造品の撲滅に向けた積極的な取り組みを行っていきます。